

平成 26 年度第 1 回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨（案）

1 日時：平成26年9月16日（火）10：00～12：00

2 場所：主婦会館 地下2階 クラルテ

3 出席者（敬称略）

【委員】関澤委員長、大宮委員、河村委員、高委員、佐野委員、辻本委員、中川委員、野村委員、山崎委員、有賀委員、岩佐委員、芳賀委員、湯川委員、片岡氏（五味委員代理）、湯浅氏（丸山委員代理）、襲田委員、坂井委員、榎委員、加藤氏（村上委員代理）、藤井委員

【オブザーバー】愛甲氏、金澤氏、鈴木氏、田村氏、野原氏、水谷氏、山口氏

【事務局】北崎審議官、米澤予防課長、吉村課長補佐、福井国際規格対策官、伊藤設備専門官、千葉違反処理対策官、金子設備係長、桂川企画調整係長、増沢予防係長、近藤主査、北野事務官、安田事務官、岡事務官、森野事務官、吉田事務官、武内事務官、久保田事務官

4 配付資料

資料 1 - 1 平成25年度第 1 回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨（案）

資料 1 - 2 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持について

資料 1 - 3 防災管理制度の実効性向上及び見直しについて

資料 1 - 4 高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会-検討状況について-

資料 1 - 5 違反是正の実効性向上について

資料 1 - 6 対象火気設備等省令の見直しについて

参考資料 1 - 1 平成 26 年度第 1 回予防行政のあり方に関する検討会 委員名簿

参考資料 1 - 2 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等に対応した消防用設備等のあり方に関する検討部会報告書（案）

参考資料 1 - 3 自衛消防組織・防災管理制度

参考資料 1 - 4 東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について（概要）

参考資料 1 - 5 違反是正の実効性向上に向けた調査事業（平成25年度）

参考資料 1 - 6 地方自治法の一部を改正する法律（H26. 5. 30公布）参照条文

参考資料 1 - 7 火気設備（器具）・電気設備（器具）に係る消防関係法令による規制

5 議事

- (1) 前回議事要旨の確認
- (2) 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持について
- (3) 防災管理制度の実効性向上及び見直し
- (4) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の普及について
- (5) 違反是正の実効性向上について
- (6) 対象火気設備等省令の見直しについて
- (7) その他

6 主な意見交換 (○：委員・OBS、●：事務局)

■ ■ 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持について・防災管理制度の実効性向上及び見直しについて ■ ■

○ 天井等が耐震になっていないのに、スプリンクラー設備だけ耐震にしなければならないのは厳しい。また、地震時にはタンクへの給水系が止まるのにスプリンクラー設備を動かせるのか。

● 天井が落ちない特定天井では揺れに耐える措置を講じるようにしているが、それ以外の天井が落ちる可能性のあるものに対してはスプリンクラー設備の配管をスラブに固定することや天井が落ちても熱を感知できる集熱板を設けることも提案している。

スプリンクラー設備には、必要な水量を貯留するための専用の水槽が設けられているため、地震で断水しても消火に必要な水量は確保されている。

○ 点検については、内容を細かくするのではなく動くかどうかを確認するだけでよいのでは。

● 消防用設備等の点検内容は全般的に細かくなっているが、昨年度開催した検討会の中でスプリンクラー設備のポンプについては、経年劣化の状況も踏まえ、点検時の負荷を変更する等点検内容の見直しについても検討した。

○ 地震発生等の災害対応訓練に関しては、避難者等に災害時の行動をできるだけわかりやすくすべき。また、建物の管理者側の対応方法におけるガイドラインなど指針を示されているのか。

● 防災管理に係る消防計画は地震発生時の被害の想定と応急措置等に関することを定めることとされており、実態としては各消防本部で防災管理に係る消防計画のひな形を作成している本部もある。

○ 自衛消防組織の相互連携については、大規模なビルと比較して中小規模のビルは意識が低く、訓練等がなされていないため、それら相互連携をどう掘り下げるのか。

● 消防法の概念は、建物単体を規制するものであるが、防災管理に関しては帰宅困難者の受け入れなどの外的要因を考慮する必要がある、建物の周辺を含めた面的な対応を検討すべきであると考えている。

スプリンクラー設備についても、大震災時は公設消防が駆けつけられないので、被害を抑える意味でもできるだけ機能維持が必要との発想であるが、天井の脱落対策など技術的な課題もありハードだけではなく、自立的な自衛消防組織のソフトの活動でカバーすることも検討が必要である。

○ 最近では、町内会と病院の共同防災訓練が多い。大きな災害があると、普段通院している病院に安心を求めて避難してくることが考えられるので、日頃からの実施が大切である。モデル的に示しどんどん増やしていけばいい。

■■高齢者や障がい者に適した火災警報装置の普及について■■

○ 障がい者のために光警報装置を設置するのはいいことであるが、光警報で火災を覚知した後の避難方法まで検討したか。

● 検討部会の中で設備的な検討事項と併せて、避難方法についても議論している。

○ モデル施設の避難訓練では、聴覚障害者等が覚知できるかどうかを実験し、その後は事前に決まっている避難ルートで避難訓練を行ったが、実際にやるとそのようにはいかない。

○ 福祉施設の様態は多種多様であるため、光警報の設置場所について、十分検討してほしい。

○ 福祉施設は小規模な個室型の施設が増えているため、設置方法について検討してほしい。

○ 光っているだけでは火災と分からないので、障がい者の方への周知と、適切な文字表示等も重要ではないか。鳴動範囲と光の届く範囲との関係性、フラッシュ付きの誘導灯との関連性も検討すべきではないか。

○ モデル施設に設置された光警報装置の光は、思ったより弱く緊急性があまり伝わらなかった。覚知のし易さで言えば、色よりも光の強さが重要ではないか。

○ スマートフォンを利用すればよい。光や音を発するし、バイブレーションもある。

● ノーマライゼーションで、障がいを持った方へも同様に警報をお知らせすべきであり、今回の意見を参考にしながら、引き続き検討していきたい。

■■違反是正の実効性向上について■■

○ 小さな消防本部が違反処理に足踏みするのは、訴えられるリスクがあるためであるが、

訴えられた場合の対応方法はあるのか。

● 足踏みする理由には、訴えられるリスクに至る以前に、違反処理のやり方が分からない等の理由もある。現状、訴えられているのは大都市のみであるが、訴訟に関する相談は適切に対応したいと考えている。

○ 10年前から違反処理研修等も実施されているが、それでもできていない。

中核都市も含め小規模な消防本部は、近隣の大都市にそのやり方を聞けばよいが、横の繋がりがあまり無い。また、経験不足の問題もあるが、地域の事業所と密接に関わっているため厳しくできないという面がある。

● 既に示している立入検査標準マニュアルや違反処理標準マニュアルの内容を踏まえ、立入検査や是正指導の進捗を管理する体制の整備を進めていく。また、事務の代替執行についても検討したい。

○ 福祉施設の火災が起きており、消防本部ではしっかり立入検査を実施しているが、福祉施設の違反是正は進んでいないものがある。もっとしっかり違反処理をするべきである。

○ 消防本部毎に差があるのは救急でも同じである。ドクターヘリの搬送先の病院については、救急医療の分野ごとのクオリティーにより選定をしている。同様の考え方で、各消防本部が1つのストラクチャーを大・中・小の項目に分けて自己評価し、結果を共有することで、その地域の各消防本部の項目毎の差異が分かるような仕組みをつくるべきではないか。

■■対象火気設備等省令の見直しについて■■

特に意見なし。

以上